

平成22年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成22年6月18日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	米 本 壽 一
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	平 野 哲 也

企 画 課 長	神 原 房 雄	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	堀 川 茂 博	市 民 課 長	石 井 繁
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保 險 年 金 課 長	花 香 寛 源
健 康 管 理 課 長	石 毛 健 一	社 会 福 祉 課 長	在 田 豊
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明
商 工 観 光 課 長	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都 市 整 備 課 長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小 長 谷 博
病 院 事 務 部 長	渡 辺 清 一	病 院 経 理 課 長	鈴 木 清 武
国 民 宿 舎 支 配 人	増 田 富 雄	庶 務 課 長	加 瀬 寿 一
学 校 教 育 課 長	平 野 一 男	生 涯 学 習 課 長	野 口 國 男
国 体 推 進 室 長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 長	平 野 修 司
農 業 委 員 会 長	伊 藤 浩		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 向 後 悦 世

○議長（林 一哉） 通告順により、向後悦世議員、ご登壇願います。

（10番 向後悦世 登壇）

○10番（向後悦世） おはようございます。10番、向後悦世です。

平成22年度第2回定例議会において、一般質問をいたします。

大きな1点目として、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

鳩山総理も辞任されましたが、不信任や辞任を迫られたわけではなく、公約に対する責任を強く感じて辞任したとの報道がありました。我が旭市では、明智市長の選挙公報で、財政健全化のため公園、下水道、人件費の見直しをいたしますと公約していますが、全く見直しをせず、議会答弁では、計画にあるものは継続事業としてすべてやるとのことですから、明らかに重大な公約違反です。市民が一番期待していた財政健全化は幻として消えてしまいました。市長は、公約違反の責任をどうとりますか。明確にお答えください。

（1）として、学校整備についてお伺いいたします。

飯岡中学校の建設の着工の完成と予定年月日をお伺いいたします。

（2）での接客サービスについてお伺いいたします。

市長は、各支所での市民とのトラブルや不満を全く聞いていませんか、お伺いいたします。

(3)として、広域のごみ処理施設についてお伺いいたします。

建設場所の決定をしたのかお伺いいたします。

1回目の質問は以上で終わります。再質問については自席で行います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 向後悦世議員の質問にお答えをいたします。

はじめに、市長の政治姿勢ということで3点ありました。

一つ目の公約違反ではないかと、公園、下水道、学校、そういったものを選挙中と違うんではないかというような質問でありますけれども、何回も議会でも答弁をしておりますけれども、公園事業、国のいろんな有利な財源を使ってやっている事業でありまして、このことも22年度に終わるというようなことであります。22年度を一応めどに、その後はやらないというようなことを何回も言っているわけでありますので、公約違反ではないと、そういうように私は確信をしているところであります。

下水道も、今202ヘクタールのことはずっと継続事業でやってきておりまして、それを途中ですぱっと切れるというような、国の補助事業でやっている中でできないというようなことで、前回の議会の中でも期間を延長しての承認をもらっているわけでありまして、これも202ヘクタールの1期工事が終わったらやらないと公約をしているわけでありますので、そのこともご理解をいただきたいと思います。

また、3番目の学校についてでありますけれども、政務報告で申し上げましたとおり、申請手続き等によりまして多少時間がかかったところではありました。しかし今、法に照らし合わせて、法をクリアしながら肅々と矢指小学校、第一中学校及び飯岡中学校の事業につきましては事務を進めているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、市長の政治姿勢の中で、窓口の接客サービスについてというご質問がありました。本庁・支所のあり方については、平成17年の1市3町合併の際に、合併協定項目の一つとして協議がなされ、合併当初は住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、本庁支所方式を採用し、必要な行政サービスが受けられるような体制としてきました。

合併後5年が経過する中、行財政の効率化を図るため、支所組織を含め行政組織の再編を段階的に実施してきたところであります。適切な住民サービスを確保しつつも、合併による

財政支援の期間の終期などを見据え、組織の効率化、スリム化は一層推進していかなければならず、現在分散している行政機能を集約させ、将来的には庁舎についても一本化するようなことが理想だと考えております。

現在の支所機能と分庁機能が混在する状況はこの途中経過でもあり、そのような中でご指摘のようなお話を何度か伺っております。市民の皆様にはご不便な面もあるかと思いますが、ご理解をいただきたいと考えております。引き続きそういった中でも個々のサービスについては低下を来さぬよう、担当課によりきめ細かな対応が図れるよう努力していきたいと、指導していきたいと、そんなように思っております。

次に、広域ごみ処理施設についてであります。広域ごみ処理施設整備計画については、東総地区広域市町村圏事務組合でごみ処理の広域化を推進し、各市の既存施設を集約化した広域ごみ処理施設整備を計画しているところであります。現在、東総3市、銚子市、旭市、匝瑳市のごみ処理施設は老朽化が進み、その更新が急がれております。

焼却施設候補地については、東総3市から出された6地区を調査対象箇所に選定し、建設が可能かどうかの詳細な調査を実施した結果、組合首長会及び組合議会の承認の上、銚子市野尻町地区を有力な候補地として検討していくため、組合組織の見直しにより銚子市役所内に新たな施設整備課を置き、広域ごみ処理事業を推進していくところであります。また、最終処分場についても、同一市内で併せて検討していくことと決定をしております。

ごみ処理施設建設には多大な費用を要し、ダイオキシン類等の有害物質発生抑制のためには24時間運転が可能な一定規模以上の施設が望ましいと言われております。このことから、広域ごみ処理施設については、ごみ処理の排出抑制を図りながら環境負荷の軽減、再資源化をも進めながら、ごみ収集・運搬等及び最終処分場についても単独で設置するよりも構成市で一元化の方向で進めていくことが大事なことから、旭市としても3市の広域化を考えております。

また、候補地の決定には地域住民の理解が最も必要であるため、地元説明会も開催しているところでありまして、十分な情報提供と施設の安全性や安心なものであることを最優先にご理解とご協力をいただき、不安や不信を払拭していきながら事業を進めていくことになっております。

以上であります。詳細については、担当課のほうからご説明を申し上げます。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） 答弁はしてあります。ご指摘のようなことについては何度か伺っており

ますということを言いました。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、ご質問の1点目でございます、学校整備で飯岡中学校の着工と完成というお話がございました。その点について私のほうから答えさせていただきます。

飯岡中学校整備につきましては、飯岡西部地区土地改良事業により創設される非農用地へ全面移転をすることで、現在その事務を進めております。ご承知のように、土地改良事業の進捗状況から飯岡中学校改築事業でございますが、それを待って確定次第動き出す、そういう手順で今進んでおります。それからいきますと、現在の時点で24年度着工、25年度完成、そのように事務を進めています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 大きな1点目の市長の政治姿勢について。

市長は、就任して見直すと、私は絶対口当たりのいいことは言いませんと、こんなに大きく公約、言っています。また、6つの公約もこのように市長はちゃんと出しています。市長が実際に何をしたのかといたら、ただ継続のまま、市長、何もしていないじゃないですか。やっぱり市長、公約をうたったからには事業をこうもう少し具体的に、こういう部分を見直したとか、もう少しで終わるからそのままだったら何のための公約か、これ訳が分かりません。財政の健全化だといったって、いやこれね、だんだん負債残高だって増えてきているし。そこら辺のところを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 何もやっていないということでありますけれども、公園は一応22年度で終了するということの決断は、袋公園につきましてはもう少し拡大的な部分もあったわけでありますけれども、それは私の決断で、もうこれで終わりにするという話も決定をしております。

そしてまた下水道についても、継続しなければ事業が終わらない、1期工事が終わらないということでありますので、その1期工事が終わったらもう下水道については新規事業は採択しないということをお約束しているわけであります。

また、財政の問題でありますけれども、きのういろんな形で一般質問がありました。財政がそんなに悪くはない、そのための努力をしてくれというようなことを予算のときにもかなり厳しく言っているわけでありまして、昨年の予算よりも下回るような予算編成にしてくれというようなことも言っておりまして、実際今年子ども手当がなければ、去年よりも一般会計予算の中では少なかったわけでありまして、国のその子ども手当の問題がありましたし、そういった部分で、努力をしていないということはないと、そんなように自分自身思っているところでありまして、健全化に向かってもお一層の推進をしていくために行政改革推進課を設けましたし、そういった部分で今後とも一生懸命市のため、町のために頑張っていきたいと、そんなように考えているところであります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） いや、私は、市長が具体的に何を指示してどの程度の見直しをしたのかお尋ねしたいというような部分でお尋ねしているわけです。そしてきのうの日下議員の一般質問でも、袋公園の駐車場などを、担当課に任せてあるので私は一切口出ししていないと。また、そういう決断はどうしたのかといたら、私はそういう部分にかかわりたくないんで、そういう答弁でした。

市長はやっぱりもっとリーダーシップを発揮していただいて、今の説明の中で財政問題の面でも、やっぱり収納率だって県下56市町村中52位に、収納率だってどんどん悪化してきているんです。市民の生活だってどんどん厳しくなっているんです。やっぱり滞納者や何かこう調べても、預貯金も何も、支払う能力すらないという人が旭市の、全国的な部分もあるでしょうが、増えてきているんですよ。行政も市民に対しては親切丁寧に、またそういう市民にいかにサービスできるかと、常にそういう気持ちで取り組んでいかないと、やっぱりこのまち、何か市長もこう魅力あって合併して、皆さんがよかったと思うようなまちをつくりたいということなんで、やっぱりそういう部分、どんどん何かこう口だけじゃなくて発揮していただきたいんです。その部分、もう一度お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、向後議員のおっしゃられること、十分これから頭入れながら行政を運営していきたいと。いろんな部分で足りない部分はあるかと思いますが、議員の皆さん方にもご指導いただきながら一生懸命まちづくりに励んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） それは市長にまた真剣に取り組んでいただくということで。

（1）の学校整備について再質問いたします。

飯岡中学校なんかの場合には老朽化が、合併当初でも一番進んでいた学校の一つだと思います。そういう老朽化が進んでいる学校が、学校建設で一番後回しになったり。やっぱり教育の、生徒の目線で取り組んでいかなければいけないのかなと。生徒に不公平があってはいけないのかなと。今こう学校の建設に向けて取り組みを聞いていると、事業採択はまだ何か、今の説明だと決定していないというような。以前何か市のほうの説明だと、事業採択は22年4月にはなるんだと。近々のまた話ではちょっと延びて、6月にはなるんだと。一寸刻みで先送りして、これ子どもたちが一番かわいそうだと思いますしね。今何か子どもたちもいろんな角度からこの教育に取り組まなければ、健全な子どもが育成できないと言われているんです。それこそここに優秀な教育長がいますが、知育、体育、徳育と3拍子そろわないと健全な子どもが育成できないと言われているんです。やっぱりそういう部分から学校建設も真剣に取り組んで早急に、それこそ飯岡中なんかの場合には津波が来たら危ないからという移転理由がどこにいつてしまったんですか。その部分で再度お尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ事業採択、飯岡西部地区、ご承知のように県営土地改良事業、県において施工というようなことで現在お願いをしております。一つのハードルが、やはりあの土地の所有者の方の同意、これが一番重要でございます。県のほうからの指導では98%を目標に同意を持ってきたきたいと、そんなことで現在は進んでおります。現在のところ本同意というようなことで、昨日現在92を超えたということでは情報をいただいています。あと6%どうなのということがあるかと思いますが、現実的には、実は耕作をしている方々はもう98に近く同意をいただいています。ただ本同意というようなことで、相続、例えば所有者が亡くなっておられて相続人が5人いると。4人は同意をしておっても1人が同意をしていない。これはまだ同意していないという部分でカウントされます。そんなことで鋭意今98に近づくべく努力をしています。ただ、現時点では既に県のほうと協議に入っているところでご了解いただきたいと思います。我々も、農水産課職員、一生懸命地区

の役員と一緒に頑張っております。ぜひ地域のほうでも応援していただければと思います。
よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうからちょっと津波に関しまして、移転ということに関してお話をさせていただきます。

何度もその校舎の場所、学校の建築場所がどうだこうだというお話を何度もしているかと思いますが、とにかく津波につきましては、20年1月に旭市の津波ハザードマップに、これ県の調査を受けてのものでございますが、そこに津波の到達予想地域であるということが載せられております。こんなこともありますし、交通安全の問題、いろいろ考えますと、本当に将来に向かって安全・安心な学校ということでまず移転が最良じゃないかというふうに計画があったものと認識をしております。それを追いかけて、20年10月21日に飯岡中学校の校舎建設委員会から、現在予定しているその土地でという要望が出されたことを受けまして、今の状態に至っております。とにかく早くというお話、十分分かっております。なるべく早くと考えております。

また学校施設につきましては、きのうも若干お話させていただきましたが、全体の学校の状況といいますか、老朽化の状況を調べまして、順次危険なところからの計画を立ててございます。特別、飯岡中学校が一番悪かったということではなかったことだけちょっと隅にとめていただきたいと思います。

とにかく悪いものにつきましては改築ということで事業を進めてまいりました。補強で足りるものは補強、あとは改築ということで事業を進めてきております。ちょっと細かい数字を言ってもよろしいですかね。

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、その老朽化の部分について細かい数字を話させてください。

学校のその改築につきましては、小・中学校の耐力調査及び耐震診断の結果と校舎建築年度、その2点を最重要と位置づけた中で前期基本計画において21から23年度の3年間で実施と、こういう計画をまず立てました。市内小・中20校ございますが、校舎の建築年度は古くから、一番古いのは中央小学校北校舎、これが昭和33年度でございます。海上中は新しくなりましたが、これは18年度、新築でございます。このように大きく違いがございました。耐震診断をやりまして、その耐震診断で支障がございますI s 値0.3を——I s 値というのは

その危険度の数値だそうです。0.3を下回るということは、大きな地震で倒壊のおそれが非常に高いとか、そういう数値でございます。ちょっとすみません。I s 値0.3未満というのは、大規模な地震に対し、建物の倒壊または崩壊の危険性が高いというものです。0.3から0.6未満、建物の倒壊または崩壊の危険性がある。I s 値0.6以上、大規模な地震に対して建物の倒壊または崩壊の危険性が低い。このような数値でございます。

これをこの数値で見まして、I s 値0.3を下回りましてかつ建築年度が最も古い施設だったのが中央小学校北校舎、矢指小学校教室棟、共和小学校屋内運動場、第一中学校教室棟、第二中学校教室棟及び屋内運動場でございました。I s 値0.3以上0.7未満は、干潟小学校教室棟、豊畑小学校教室棟及び屋内運動場、鶴巻小学校特別教室棟、滝郷小学校教室棟、三川小学校特別教室棟、飯岡小学校教室棟、飯岡中学校特別教室棟、干潟中学校教室棟でありました。飯岡中学校は教室棟、屋内運動場について、耐力度調査のみこの時点では実施しております。

飯岡中学校につきましては、教室棟東側2階建て部分は昭和35年度ではありますが、コンクリート強度が一番強い結果が出ております。屋内運動場は昭和41年度、教室棟は昭和44年度、特別教室棟は昭和54年度にそれぞれ建築をされております。

以上のこのような要件を踏まえまして、既存施設の補強のみで済む耐震補強工事並びに建てかえをする改築工事の優先順位を決定させていただきまして事業を進めてきた、このような経緯でございます。ちょっと長くなりましたが、申し訳ありません。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 説明、どうもありがとうございます。

今、農水課長の説明を聞きますと、土地改良の事業の進捗状況によって完成のめどが立たない、着工のめどが立たないというような説明がありました。ということは、市の計画がずさんであることなんですよ。やっぱり飯岡中だといったって、もう何か当初の計画から見たら候補地が4回目なんです、最初の2回目のところにまた戻ったんですが。やっぱり何かこう候補地がごろごろ変わるということは計画性が何か疑問視されるし、また市民の皆さんも不安になるんです。行政は計画を立てたら計画に沿って、よくまた調査もしながら進めなければいけないと思うんです。やっぱり行政はしっかりとした体をなして取り組んでいかないと、市長、その点についてどう思いますか。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに言われるとおりでありますけれども、私が就任しまして、それまでの経緯が何回かあったと思いますけれども、就任をしましていろんな状況を勘案しまして、今の計画ということで、最初は運動公園ですか、いいおかふれあいスポーツ公園を使うというような話であったんですけれども、全部非農用地というようなことで最終判断をしてそこへ飯岡中学校を建設するということになったわけでありまして、非農用地の部分については、以前からそういったような部分で土地整理事業の中で非農用地をつくるという計画になっておりましたので、そこを利用させていただいて飯岡中学校をつくと決断をしたわけであります。私になっては一貫してそういったことであるので、ご理解をいただきたいと思えます。

先ほど矢指小学校、第一中学校の問題について、向後議員からよりスピードアップしなければならぬのではないかというような話がありましたけれども、私もその向後議員の言うようなことを職員には言っております。ただ、申請手続きや法のクリアといいましょうか、法がいろいろ変わってきて、そういった部分でクリアができなかった。設計事務所の問題もありますし、最初はそういう予想はしていなかったのかもしれませんが、大変な厚い書類が必要というようなことの中で申請手続きが遅れていると。子どもたちには本当に不安を与えるようなことは避けなければならないということはいつも言っていますので、いろんな面で職員に指導している、それを理解していただきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長も自分と同感であるということなんで、やっぱりそういう部分、一生懸命——何か調査不足のような気がします。また、今土地改良のほうに、建設するについても疑問の声も私も聞いています。またバイパスを横断するについても、かなり事故も発生しています。あそこに学校をつくるならあそこに歩道橋もつくらなければしょうがないとか、また通学道路もちゃんと整備しなければならないでしょうねとか、やっぱりあの辺も結構何かいろんなこう陰湿な、こう教育上よくないようなトラブルも発生しています。今教育が求められているのは、さっき教育長がよく話されていることを私も何か一緒に使わせてもらいましたが、やっぱり今何か子どもらも、世の中が複雑になって、またこういった人間関係のつながりが希薄になって、それこそ道徳をまた何かこう復活させなければ、ちゃんとした健全な心が育成できないんじゃないかと。だからまた体力もだんだん低下しているということで、知育、体育、徳育と。

今いろんな教育関係の、自分も関心持ってマスコミ関係の取り上げたものや何かも拝見し

ていますと、8歳くらいまでは親に褒められたり、また叱るときは叱って、叱る時間は短くして、また8歳過ぎてからは他人に褒められることが、やっぱり何かいろんな能力を引き出す基になると。だから、周りが教育についても育てていくと思うんです。そういう条件もよく調査して、本当に真の子どもがどうしたらいい教育ができるか。たくましく未来の旭市を背負ってくれる子どもが育成できるか取り組んでいただきたいと思います。これは答弁要りません。各窓口の接客サービスについて……。じゃいいですか。

○議長（林 一哉） じゃ向後議員、今の学校整備については終わりにしていいですね。じゃ窓口、（2）について質問してください。

○10番（向後悦世） 議長。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） （2）各窓口での接客サービスについて、またお尋ねします。

市長も何度かトラブルやこのサービスについて不満や何かを聞いていると。私も何度も聞いていますし、また役所が市民を訴えなければならないようになってしまったこともあったり、最近こういろんなね、合併してよかったなと思うどころか何か弊害みたいな形になって、何だ合併しなかったほうがよかったなとかというような人の声はかなり聞こえるようになってきてしまって。市長の指導のもとに、やっぱり市長を先頭に、職員はそれこそ丁寧にサービスをモットーに真剣に取り組んでいただきたいなと。また、できなくてもその手だては、手順はこうすればいいよと、そういう優しさが必要じゃないかなと私は思うんです。そういう点、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろんな苦情といいましょうか、そういった部分も、直接私の耳にも、市長への手紙もいただいております。そういった中で一番多いのは、支所の窓口のサービスがちょっと、組織の再編といいましょうか、そういった部分の中で対応が、市民の要望を受け入れてもらえないというような部分で苦情が結構多いというようなことを聞いておりますけれども、そのことについては担当の課のほうへ、いろんなその都度都度、担当の課長にそういうことはなくしてもらわなければ困ると、市民サービスが低下したんでは組織改編も何もないというようなことでよく指導してありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

詳しくは、その実情等につきましては担当の課のほうから説明をさせますので、よろしく

お願いします。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいま市長、申し上げました基本的な考え方に沿って我々事務を進めておるところでございますけれども、支所と本課等での対応、具体的な対応方法ということで申し上げさせていただきます。

まずその場で申請書を提出いただければ事足りるという場合におきましては支所で対応し、そしてまた必要に応じて郵送等でもそれらが対応できるようにしてございます。また、相談に伴いまして事務の内容が複雑になって、どうしても本課へ出向かなければならないけれども、本課へ来ることができないというような方がいらっしゃいましたら、その場合には必要に応じまして担当者が支所のほうへ出向くということもしております。そしてまた現況届ですとか、定期的に提出書類をお願いする場合がございますが、それらの受理につきましては支所のほうへ担当者が日にちを決めて出向いて対応するというような事務処理をしておるところでございます。これにつきましては、支所と、それから本課とそれぞれ調整が図られておるところでございます。

いずれにいたしましても、支所と本課との連絡調整を一層密にするということが基本になりますが、職員個々におきましても、その窓口サービスというものが基本であって、最も重要な仕事の部分だということを再認識をさせながら、少しでも市民の皆様にご不便をおかけすることのないように対応をしてみたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 支所における窓口接客サービスについてのうち、高齢者福祉課所管の業務についてお答えいたします。

行政改革の一環として支所における福祉業務を本庁へ移管することにつきましては、広報あさひのほうで周知をするとともに、従前からはり・きゅう・マッサージ券等の利用者の方々には、事前に変更になる旨のご通知を郵送で差し上げておりましたけれども、ご指摘のように十分ご理解がいただけなかったものとして反省しております。

この反省に立ちまして、当課といたしましては支所の福祉部門に担当する職員がいなくても、例えば具体的に申し上げますと、はり・きゅう・マッサージ券の申請に当たりましては、交通弱者である高齢者のご要望を考慮して利便性を図るという観点から、家族等の代理人の

申請、あるいは本庁にどうしても来られない場合には郵送による申請手続き、こういうものをできるようにいたしまして現在対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） この各窓口というけれども、いいおか荘の場合には、国民宿舍の会計のあれが……

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 国民宿舍支配人。

○国民宿舍支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

今までの例えば社会福祉課、あるいは高齢者福祉課、今まで支所に機能があったところが今回本庁のほうに集約されてしまってなくなったということとは、ちょっといいおか荘の場合はちょっと違うと思うんですけれども、いわゆるいいおか荘のほうの接客というのは、あくまでもあそこに来館された方の、お客様に対する接客。その辺につきましては遺漏のないように努めていきたいというように考えておるところでございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 今、いいおか荘支配人の答弁を聞いていますと、この接客について、結構これも苦情が来ているんです。20人まとまらなければ迎えに行かないとか、何かえばったような感じで、市民からかなり苦情が来ているんです。ましていいおか荘は3億円近い負債を抱えて、これ市長、いつになったら赤字が改善されるんですか。もっと真剣に取り組んで、やっぱり市民に丁寧に優しく接するのが当然でしょう。まして市内のある程度の年齢層の人が団体で行くといっているのに、20人まとまらないと行かないなんて。そこら辺どう考えているのか、また市長はどうやって指導しているのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舍支配人。

○国民宿舍支配人（増田富雄） それでは、お答えいたします。

その辺についてはちょっと私も今まだ3か月ということで、ちょっと浅いもので分からない部分がありますけれども、その辺よく調査しまして、できるだけお客さんの意に沿うような形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 確かにいいおか荘については一般客、大勢来ますし、そのサービスは本当に評判にもなるわけでありますので、きちっとそのサービス部門でも指導していかなければというように常々そう思っているわけでありまして、そしてまたいいおか荘運営委員会、あるいはいいおか荘支配人、そしてまた職員、企業職員が4人いますけれども、その方々にはいつもそういったことでは指導をしているわけでありますが、今ご質問がありましたようなことが、私も20人をいかなければ迎えに行かないということは初めて聞きましたし、そういった部分では改善していかなければならないと。これからの運営についても、運営委員会と執行部、いろんな部分で話し合いを密にしながら市民サービスを徹底していかなければと、そんなふうに思っているところでありますので、今後ともひとついろんなご意見を聞かせていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 真剣に取り組んでいただきたいと思います。また、そして市長これね、そのサービスの徹底、指導すると言ったけれども、大体いつになったら徹底の指導が形になると思いますか。また、経営の改善が黒字に持っていこうとお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 一応改善の計画はつくってもらってあるとは思いますが、今そういったサービス業、かなり厳しい部分があって、いつまでに改善されるというような確たる予定といいたいでしょうか、そういったものはできないのではないのかなと。そういった部分では、早く黒字経営になるようにというようなことは指示をしてありますので、その辺については支配人、そしてまた職員、バイトの方々もいるとは思いますが、徹底をしていきたいと。

サービスのことにつきましては、半年も1年もかかってサービスを改善するということでは、もう風評が飛んで歩くというようなこともありますし、そういったサービス部門では徹底して、1か月や2か月くらい、まして夏のシーズンが来るわけでありますので、そういった部分では強力に指導していきたいと、そんなように考えております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） いいおか荘のこの経営について、指導についてはまた早急にできるものはお願いします。

続きまして、（３）の広域のごみ処理施設についてであります。

また市長の説明だと、ごみ処理施設は野尻に、最終処分場は、案では豊岡地区にということなんですが、まだ正式には決まっていないと。それについて広域のごみ処理施設なんで、匝瑳市、旭市、銚子市と、枠組みの中で建設するわけですので、ちょうど我が旭市は中心にありますんで、市長はどのようなリーダーシップをとって取り組んでいるのか、その辺を再度お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 東総広域市町村圏事務組合の一応管理者ということであるわけですが、リーダーシップというより、３市のやはり自主性といいたししょうか、そういった部分も尊重しなければならない部分でありまして、お互いに協調できる部分を探り当ててやっていかなければならないと、そんなように認識しておりまして、去年８月から何回となくごみ焼却場の問題については検討させてもらいました。首長会、あるいはまた議会にも提案をしました。そういった中で、１市で両方をやったほうが誘致できるというような、強力な思いを銚子市長から語られまして、それならそういうことにしようというような決定をしたわけでありまして、今はそのことで銚子市に施設整備課を設けながらごみ焼却場の建設に向けて頑張っているところであります。そのことは首長会、議会でも了承をしているわけでありまして、この市の議会でもご理解をいただきたいと、そんなように思っているところであります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○１０番（向後悦世） 今の説明では、銚子市にやっていただきたいと。最終処分場もやったほうが都合がいいということなんで考えているということなんで。そうすると最終処分場はまだ決定していないということなんですが、何か具体的な案とかは、やっぱり調査する段階でも二つ挙がっていましたんで、最終処分場、今どの辺が濃厚なのか、分かる範囲でお答え願えればありがたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最終処分場についての問題ですけれども、候補地としてはまだ、やり方が、手法がいろいろあるというようなことで、銚子市の市長、銚子市の今度施設整備課の課長とその上が何といったかな、その方がいるわけでありまして、その手法については私ども

に任せてくださいというようなことで、市長も、自分の任期いっぱいにはぜひ方向性をつけたいというような強い思いがありますので、あまりこうよそから口を出すというのも、一応決まったということでもありますので。最終処分場についてはその手法の中で、銚子市の市長、そしてまた今の施設整備課、東広全体で、向こうで決まったら報告があると思いますけれども、今のところはまだそういう報告は受けておりませんので、話を知りませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） やっぱりそういうことも市民が不安がるので、また分かりましたら早急に議会等にも報告いただければありがたいと思います。

また、市民が不安がらないようなものをぜひお願いしたいということで、私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 平成22年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は5点の質問をさせていただきます。

まず1点目、口蹄疫対策について、2点目、ヒブワクチン予防接種の助成について、3点目、国保特定健診の受診、徹底について、4点目、中学・高校卒業者の就職について、5点目、放課後児童クラブの充実について質問いたします。

まず1点目、口蹄疫対策について。

去る4月に発生が確認された家畜伝染病、口蹄疫の被害が一向におさまる気配を見せないまま、宮崎県から宮崎市、日向市、西都市、都城市に飛び火して、九州全域へと拡大している。風評被害においては全国的な影響もあり、5月26日の発表の時点では、被害総額は160億円を突破したと報道されました。宮崎県によれば、口蹄疫の感染ないし感染の疑いのある牛、豚、ヤギの総数、6月11日の読売新聞には計19万818頭に上ると発表され、殺処分されたとあります。これら丹精込めて育ててきた牛、豚等を殺処分せざるを得ないことは、畜産農家にとって言葉に尽くせぬ苦悩であると拝察いたします。

この9月にゆめ半島千葉国体並びに全国障害者スポーツ大会を迎える本県にあって、十二

分な備えを固める必要性を物語るものである。我が千葉県においては、消毒薬である消石灰購入費の一部助成を行うこと、県内での口蹄疫発生等に対して消毒薬の備蓄を行うことを既に決定したことは高く評価するものでありますが、我が旭市としても、養豚業を中心とする畜産農家131戸の業者に対して、1、対策組織、危機管理体制の構築を行うこと、2、国内畜産市場前例のない感染拡大に対し、その対策、手法の見直しを行うこと、3、感染防止のため日常的な自衛防疫体制の強化を図ること、4、産業動物医の確保に努めること、5、9月25日から開催されるゆめ半島千葉国体、9月30日から5日間行われる卓球競技会には、全国から多くの人々が来県、来市されることから、口蹄疫の我が旭市への侵入防止に万全を期することができないか、徹底されていますが、油断なく再度徹底できないか質問いたします。

2点目、ヒブワクチン予防接種の助成について。

ヒブとは、インフルエンザ菌のb型菌の頭文字をとってヒブと呼ばれます。ヒブで引き起こされる病気には、突然息ができなくなって窒息状態となり、死亡率も高く、このようにヒブが起こす病気は進行が早く、早期診断が難しく、とても怖い病気です。また、細菌性髄膜炎とは、細菌が脳に感染する重症の感染症で、我が国では年間約1,000人の子どもがかかり、約5%の方が亡くなり、約25%に重い後遺症が残ってしまう病気です。しかし、ワクチンによって確実に予防できます。約20年前に導入されたアメリカなどでは、この病気は100分の1に減少して、もはや過去のものとなっています。現在アジア、アフリカを含む90か国以上で定期接種になっていますが、我が国での導入は大幅に遅れ、ようやく発売されます。しかし、任意接種ですので自己負担が約3万円もかかってしまいます。全国的には補助金を出すことを決定したところもあり、東京では1回の費用8,000円のところ、3,000円の公費助成ができ、隣の東庄町でも1回2,000円の助成金を出していることが報告されています。

我が旭市としても、助成金を出すことができないか質問いたします。

3点目、国保特定健診の受診、徹底について。

1、受診票についてどこまで周知徹底がされているか質問いたします。

特定健診の目的は、高血圧や脂質異常症、糖尿病など、個々の生活習慣病の早期発見だけでなく、早い段階で危険因子を見つけ、生活習慣病の発症を未然に防ぐことにあります。旭市国保の平成21年5月分の生活習慣病の疾患別受診割合は、高血圧、平成20年は35.4%、平成21年、37.8%、高脂血症、平成20年、27.4%、平成21年、29.8%、糖尿病、平成20年、22.2%、平成21年、22.9%、虚血性心疾患、平成20年、8.1%、平成21年、7.8%、高尿酸血症、平成20年、4.1%、平成21年、4.9%、脳血管疾患、平成20年、3.4%、平成21年、3.7%

となっています。特定健診の目標は、対象者の65%の目標ですが、21年度は44.4%だったとあります。年齢別には、年齢が高くなるほど受診率は上がっています。

早期発見、早期治療が重視されている折です。学校や会社に勤めている人は健康診断が年に一度ありますが、それ以外の人は油断をして受診しないこともあります。旭市の人口の増加、長寿の人口増のためにも、市挙げて健康に力を入れ、予防をし、健康なまちづくりを提案いたします。毎年の受診の徹底を再度防災無線や回覧板等で呼びかけることができないか質問いたします。

4点目、中学・高校卒業者の就職について。

(1) 就職ができなかった生徒に対してどのような手を打っているのか。例えば公立高校3校について、就職希望者は22年3月卒業で、東総高校104名、旭農業高校65名、匝瑳高校15名となっています。そのうち東総高校は95名就職が決まり、旭農業高校は56名が決まり、匝瑳高校は13名が決まったと報告を聞いています。景気の不安定がまだ四、五年はかかると言われています。仕事は生きがいです。働きたいのに働けない若者の就労支援を応援することはできないのでしょうか。旭市で生まれ、旭市で育ち、旭市のために働いてくれる若者を応援するために、相互で連絡を取り合い、また市として資格を取り、免許を取らせ、将来に希望を持って生きていける応援はできないのでしょうか、質問いたします。

5点目、放課後児童クラブの充実について。

現在小学6年生まで放課後児童クラブが行われています。先日、テレビで放課後児童クラブの充実ということで、生徒の個性に合ったクラブということで、本の好きな子どもに対して読書クラブ、サッカーの好きな子どもに対してサッカークラブ、ゴルフの好きな子どもに対してゴルフクラブ、絵とか漫画の好きな子どもに対して絵画クラブ、テニスの好きな子どもに対してテニスクラブ、柔道の好きな子どもに対して柔道クラブとか、その児童に合ったクラブを発足させ、塾に通えないでいる児童に対して、未来の石川遼、福原愛を育てていくことはできないのでしょうか。高齢社会になり、先輩の中には、昔は、若いころはとボランティアで指導に当たられる人が出てきてくれないか、後継者を育てたいと思ってくれる先輩に声をかけることができないか質問します。

以上で質問を終わります。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の口蹄疫に対します防疫の徹底につきまして何点かご質問いただきました。現在市で行っておりますいろんな事業、こういうものにつきまして説明をさせていただきます、回答とさせていただきます。

実は旭市では、家畜防疫協会が既に設置をさせていただいております。これは市内の畜産を営んでいる方々、あるいは市内の獣医師の先生方、あるいは家畜保健所等を構成員としまして設置をしているものでございます。この家畜防疫協会が中心となりまして、現在まで、いろんな防疫の徹底を行っております。特に議員のほうから、県が今回消石灰の配布等ということで高く評価していただきましたけれども、実は県よりもいち早くという、いち早くというのは1か月以上早くです。旭市におきましては、豚が感染した時点で翌日対策会議等やりまして、3日後には消石灰30トン配布してございます。これは九州を除きます全国、あるいは千葉県で一番早いというふうに我々は考えております。そんなことで、この問題、大きな問題というようなことで対応しております。

今までのいろんな情報も畜産農家に配布をしてございます。それと一昨日、再度危機感をみんなさらに持とうということで、市内の畜産農家、それと旭市につきましては市外から多くの畜産を営む方が農場を設置してございます。その方々にも、ぜひ旭市で防疫をやることにしまして全員協力していただきたい、そんなことで約140名近くの方にご案内をしまして、半数近くの方が急遽の会議にもかかわらずおいでいただきました。

この会議の中では、防疫の徹底、宮崎での事例を参考にしまして徹底をいたしました。車の消毒はもちろん長靴の消毒もありますけれども、我々は、特に現地の事例を聞きまして、車のマット、ここも消毒しないといけないよ、そこまで実は徹底をお願いしたところでございます。さらに当日は、机上の模擬訓練としまして、仮に出た場合ということで、仮に出た場合はこういう処置をしていただきたい、そこまで含めまして防疫の徹底を今しておるところでございます。仮にもし出た場合には、宮崎でえびの市というところは非常に機敏に対応した。1例で終わりにしようと、そんなことで、よその農場に拡散しないような、旭市にも

し出た場合には1例で終わりにするんだと、そういうことで確認をしたところでございます。

それと、議員のほうからいろいろ国体等のイベントということでいろいろあります。特に我々、イベントも含めまして、実は千葉県成田空港、あるいは茨城空港にも近いということで、ここも実は危惧をしてございます。ただし、あまりやり過ぎるとですね、例えばいろんな対策、これは国にもちゃんと消毒はお願いしてございますけれども、現時点では畜産農家の方に、申し訳ないですけども家族も含めまして九州への旅行、こういうものは差し控えていただきたい。それと現時点でやるのは、畜舎の周りに消石灰を巻きまして、よその方が畜舎に入り込まない、人がウイルスを持ち込むのは一番怖いわけでございます。その部分で十分対応してまいりたい、そういうふう考えております。

あまりやり過ぎますと、例えばイベント等の中でやり過ぎますと、実は風評被害、これも怖い部分がございます。そんなことで、現時点ではウイルスを持ち込まないように畜産農家が一致団結をすると、そういうことで担当課では指導してまいりたい、そういうふう考えております。

○議長（林 一哉） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体での口蹄疫対策につきましては、国体の開催が9月の下旬ということで、今現在県の実行委員会からは情報や指示は来ておりません。ただ、これは事旭市だけの問題ではございませんので、会場地で口蹄疫の感染のそういう心配がされているということで、県の実行委員会のほうへ問題提起をしていきたいと思っております。

また、市内では問題点となるおそれのある点につきましては、農水産課と連携しながら協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、ヒブワクチン予防接種の詳細についての質問にお答えいたします。

ヒブワクチン予防接種は、議員の言われるとおり、任意接種でありますので、費用は全額自己負担で接種を受けることになり、その費用は1回およそ7,000円から8,000円ぐらいで、通常の接種時期は生後2か月より4週から8週の間隔で3回、1年後に追加接種をしまして、合わせて合計4回の接種をすることとなります。

ご質問のヒブワクチン予防接種の助成についてであります。平成22年度に県内で7市町が予防接種費用の助成を実施、もしくは予定をしているようでありますが、本市といたしましては、今後の県内及び近隣市町の動向に留意していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、質問の3番目、国保特定健診の受診徹底についてお答えいたします。

特定健康診査、これは平成20年度から国保の特定健診が始まりましたけれども、まず受診率について申し上げたいと思います。平成20年度は45.7%の受診率でありました。これは千葉県内では上から5番目でありました。千葉県の平均はといいますと35.6%で、国の平均は30.8%、いずれも県・国平均よりは上回っている状況であります。それで、平成21年度の受診率については、先ほど議員おっしゃったとおり44.4%で、対前年と比べますと1.3%の低下をしております。確かに議員ご心配のように、平成24年度65%の受診率を目指しているところでありますので、旭市においてもその周知徹底に苦慮しているところであります。

周知方法につきましては、受診者個人への通知をはじめ、広報紙、健康カレンダー、それから防災行政無線に加え、本年度より新たに公共施設などへのポスターの掲示、それからコミュニティバス、その中へのポスター掲示を開始したところでございます。また、保健推進員の方々に各地区において該当者に受診を勧めていただいております。

なお、防災行政無線の使用方法でございますけれども、過去にうるさいとの苦情もありました。原因的には、市民の中で半数はこの特定健診には該当していない方々でありますので、回数はなかなか増やせない状況でありまして、現在は地区ごとに開始の日と最終日の案内を基本として案内放送をしている状況でございます。

これからも受診率向上のため努力していきたいと考えております。よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課のほうからは、中学・高校卒業者の就職についてと放課後児童クラブの充実についてお答えを申し上げたいと存じます。

まず中学・高校卒業者の就職についてであります。中学校で行っている進路指導について、ここでは触れさせていただきたいと存じます。

市内各中学校では、各担当者が銚子職業安定所との打ち合わせに参加するなど、定期的な就職希望者数を報告するなどして、常に連携をとっております。就職希望者には希望を聞き、求人票を提示するなど、情報を提供するほか、保護者を交えて面談等も繰り返し行っており

ます。進学希望であった者がその後就職希望になった場合も、学校では銚子職業安定所と連携してできる限り相談に乗っておりますが、中学卒業者の求人職種、それから求人数が非常に少なくなっている現状もあり、なかなか希望に合ったものが見つからない現状にあります。

市内中学校の平成22年度3月末の状況でございますが、就職希望者5名おいででございます。そのうち2名が就職をいたしました。残り3名のうち1名は学校で提示したハローワークの求人票から希望の職種が見つからず、また2名は最初から家庭で就職先を探すというようなことであり、現在この3名については臨時的な仕事に従事しながら、引き続き就職活動を行っているところであります。そのほかに、進学希望がかなわず現在臨時的な仕事についている者や、次年度の進学を希望している者が3名おります。各学校では、卒業後にきましてもこれらの生徒たちの進路実現に向けてできる限りの支援を続けていく所存であります。教育委員会としましては、各小・中学校でのキャリア教育をさらに推進、充実させ、本人や保護者の希望実現に向けて指導に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問にございました高校卒業者の就職につきましては、各高校での対応であり、市教育委員会としてはその詳細を把握していない現状でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、放課後児童クラブの充実についてであります。

本市で行っております放課後健全育成事業の目的は、共働き・ひとり親家庭など、昼間親が仕事などでいない小学生に放課後や学校の休業日に家庭に代わる生活の場を提供することです。放課後児童健全育成事業、ここからは放課後児童クラブという名称で呼ばせていただきますが、現在1年生から3年生までの児童を対象に実施しております。平成22年度より萬歳小学校で新たに放課後児童クラブを開設いたしました。市内小学校15校で17クラブを実施しているところです。

また、本年4月から受け入れ可能な放課後児童クラブについては、小学校4年生以上の児童の受け入れも7クラブで行っており、その数は4年生46名、5年生8名の54名の参加となっております。放課後児童クラブは全学年合わせて533名の児童を受託し、下校後家庭において適切な保護を受けられない児童の健全な育成と事故防止を図っておるところでございます。

ご質問の中にございましたスポーツや文化的な活動についてでございますが、現状からはこういったスポーツや文化的な活動を組織的に行っていくことは難しいものと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、ご質問の4番、中学・高校卒業者の就職についてということで、市のほうの就労支援策について説明したいと思います。

基本的にご質問の未就職者というんですかね、新卒の未就職者、この事業に関しましては、基本的には国の事業。都道府県単位で幾つか、今社会問題化していますので実施している都道府県があるということです。ちなみに千葉県の事例を申し上げますと、新卒未就職者と人材育成事業ということで、スキルアップするような技術訓練をして会社のほうに送り出すといったような事業を行っています。あとは新卒者ではありませんけれども、ジョブカフェとって、比較的若い人たちを対象とした事業を行っている現状です。

旭市としましての就労支援策ということになりますと、一般の就労支援という形にはなりますが、旭市地域職業相談室において、地方公共職業安定所と連携して職業相談業務を行っていること。業務内容としましては、利用者の利便性を図るため、求人情報パソコンを導入し、また窓口での職業相談、職業紹介を行っています。現在の相談体制ですが、5名。うち1名は市の臨時職員ということで、相談体制の充実強化を図っているということでございます。

それから、今年度、昨年度あたりから始めている事業ですが、緊急雇用創出事業ということで、一般会計のほうで各課で実施している事業が平成22年度では12事業あります。この中で失業者54名の雇用が見込まれるということで、市のほうに関しましては新卒者というよりは一般の就労支援という形で実施しています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

まず1点目の9月25日から開催されるゆめ半島千葉国体、また9月30日から5日間行われる卓球競技会には、本当に全国から多くの人々が来県、来市されるということから、口蹄疫の我が旭市への侵入防止に万全を期することを再度、これは油断なく徹底することをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

2点目のヒブワクチン予防接種の件でございますけれども、現在任意接種ということで、費用負担が本当にもう3万円ぐらいかかるということで、かなり負担が大きいということであります。市としても公費助成ということでできないかという部分で、市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思ひまして、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど担当課長のほうからも申しましたように、近隣の状況、7市ですが、今助成をやっているということでありまして、その額は幾らでもないわけですがけれども、旭市としましてもヒブワクチンの助成については近隣といろいろ調整をしながら、本当にこうやってどのくらいかかるのかなという試算も考えながら、助成について検討していかなければならないのかなと、そんなように今思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ検討していただきたいと思います。

また、現在任意接種でありますので、1日も早くこれは国のほうへ、市としても要望として無償でできるように、また国のほうへも定期接種化ということで要望を、また市のほうからお願いしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） あらゆる機会をとらえまして、県のほうへ要望していきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

また、3点目の国保特定健診の受診ということで、現在防災無線で最初と最終日に放送して、防災無線で流しているということでもありますけれども、またぜひもう何回ぐらいかは、また防災無線からでも結構ですので、お知らせをするということはないでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 今現実的にその特定健診、飯岡地区でやっています。今度干潟地区と海上地区は終わりました、旭地区のほうは6月23日から7月15日まで、この辺のところは長期的になりますので、防災無線のほうはちょっと、最後だけでなくちょっと間あたりも考えてみたいと思っています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

また、4点目の中学・高校卒業者の就職についてということでもありますけれども、本当に昨年度までは就職希望というのはほとんど100%できていた部分が、今年度は若干できなかったというところも、高校においてはあるそうです。ですので、また市としてもその辺の対策をぜひ協力体制を強化していただければというふうに思うんですけれども、その辺のところ、市長、よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 担当の課とよく検討しながら、就労支援できるものはどういうものなのかとよく精査をしながら応援していきたいと、そんなように思っているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ありがとうございました。

また、5点目の放課後児童クラブでございますけれども、これはこれから先、またそういういろいろな面で応援ができたという部分で提案をしたところであります。ぜひまた放課後児童クラブの充実ということで、これからまたいろいろな面で市のほうとしてもボランティアを募ってとか、また後継者を育てたいと思ってくださる先輩に声をかけたりして、これから強化していただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

国民の生活環境が大きく変化してまいりました。そこで考えられたのが公共料金の振り込みであります。今ではコンビニなどで手軽に公共料金が振り込みできるようになりました。そこで、納税について、コンビニなどでの振込システムは検討しているのか伺います。次に、水道管耐震化について伺います。

1 点目に、一般に水道管と言われている配水管は市内総延長何キロか伺います。

2 点目に、新聞には基幹管と書いてありましたけれども、耐震がないと指摘されたのはどこなのか伺います。

次に、救急医療情報キットについて伺います。

東京港区では、2008年5月に高齢者や障害者などの安心・安全を確保するために、東京消防庁との協力で救急情報の活用事業を始めました。これは、駆けつけた救急隊員がキットの中の情報を生かし、迅速に適切な救命処置ができる仕組みで、全国自治体から注目を集めています。この救急医療情報キットの活用は、旭市では検討しているのでしょうか。

以上、3項目4点について伺います。

なお、再質問は自席で伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 市税のコンビニ納付につきましては、納税者の利便性、費用対効果等を考えながら、第2次旭市行政改革アクションプランの中で実施について検討しているところであります。

なお、参考までに千葉県内58市町村中、平成21年12月現在の導入市町村は17市となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） それでは、大きな2点目の水道管耐震についてでございますけれども、まず1点目の水道管の総延長は何キロかというご質問でございますけれども、水道管の総延長は約553キロメートルでございます。

それと2点目の耐震がないと指摘されたのはどこかということでございますけれども、これは指摘ということではないんですが、厚生労働省の水道施設の耐震化状況調査において対象とされた水道管は、配水管のうち基幹管路ということであります。基幹管路とは、口径400ミリ以上の給水管で、分岐をしない配水本管のことでございます。具体的には、旭配水場、水道課の敷地ですけれども、そこから本庁舎西側市道に埋設され、県道八日市場井戸野旭線までの間の管のことでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、救急医療情報キット、これについてお答え申し上げます。

高齢者、障害者などの安全・安心を確保するためにかかりつけ病院や持病などの医療情報、薬剤情報提供書、診察券、健康保険証の写し、緊急時の連絡先、本人の写真などの情報を用紙に記入しまして、専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員等が情報を活用するものでございます。

保管場所につきましては、ほとんどの家庭にあります冷蔵庫、ここに救急医療情報キットを保管しています。そこに目印としてステッカーを張ることで、救急医療情報キットを利用していることを確認できます。またこの情報は、病院や、あるいは民生委員等の地区の役員の方、この方々も情報を共有できる、そういうふうに理解しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今、第2次行革プランの中で考えているということでございますけれども、この市内歩いていると、若い人たちがぜひそういうふうにはいただけないだろうかという要望がかなりあります。できれば早目にこれを導入してもらいたいのですけれども、この費用というのはどのぐらいかかるものなのでしょうか。お伺いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 費用についてお尋ねでございますけれども、これは正確に幾らぐらいかかるというのは算出するのは非常に難しい事案でございます。そう申しますのは、一つは、税だけを行うという方法もあれば、その他も併せて行う方法、あるいは件数の予測につきましても、どれぐらいの方がコンビニを利用していただけるかどうか、その辺と、あとはシステムのソフト料といえますか、そういう費用ということになりますけれども、通常1通の納付書で1件幾らという話になりますと、これはあくまでも参考でございますけれども、当市が導入した場合においてそうなるかということは断定できませんけれども、多分50円前後、納付書1件について。そのほかにいろいろなコンビニの集約機関がございますけれども、そちらとの契約内容によって相当変わってくるのではないかというふうに思っております。

参考までに申し上げますと、コンビニ収納につきましては、平成15年の地方自治法の施行令の改正によりましてコンビニ収納が可能になったわけですが、15年から現在に至るまで、国は21年、昨年になりますけれども、昨年さらに一歩進めて電子納付まで持ってきているということで、国の関係機関ではマルチペイメントネットワークという機構がございますけれども、まず国税のほうからやったほうがいいのかということで、国の電

子政府の着実な進展やブロードバンドの急速な普及にも影響しまして、さらには一方では、滞納整理の理由の一つである窓口が開いていないため納付できないとか、そういう理由、それらを払拭するために当市におきましても月に夜間2回、それから日曜日に1回などの納税の相談窓口もこの4月から開設しておりますけれども、時代の要請によってできるだけ早く進めたいなというふうには思っております。

参考までに県下ですけれども、先ほど申し上げました件数ですけれども、近隣では銚子市、香取市が導入を検討中でございます。匝瑳市につきましては昨年の12月の調査では導入予定なしというふうになっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この5か年のうちでやっていただけるということですが、これは大体おおよそどのくらいの、いつごろできるものなんでしょうか。この5年以内ということなんですけれども。はっきりした年数とかというのは、予定は踏まえておりますでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 先ほど申し上げましたけれども、第2次旭市行政改革アクションプランの年次ですけれども、22年から26年までということで、計画上実施を予定しているのは24から26ということになりますので、アクションプランからいきますと最終年次の26年までには実施を進めたいと。それにしてもですね、納税者の利便性と、あるいは費用対効果についても考慮しながら進めたいということでございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） できればなるべく早く、市民の利便性というものも考えると、また定住自立圏というそういう方向性もありますので、市民の利便性についても、このことは非常に必要ではないかなと、このように思いますので、なるべく早く開始をしていただきたいと、このように思います。

次に、一般に我々配水管と、水道管と言っていますけれども、この配水管はどのくらいもつのか、耐用年数をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 配水管の耐用年数ということですが、配水管路の法定耐用

年数は、管種を問わず40年でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、この旭市内の各地域の供用年数はどのくらいなのでしょう。これをお聞きます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 供用年数ですけれども、一番古いのは干潟地区なんです。干潟地区が昭和49年に簡易水道事業として事業認可を受け、整備を開始し、旭・海上・飯岡地区は昭和54年に上水道事業として認可を受け、昭和54年から管を布設しております。したがって、干潟地区の最も古いもので、現在で約35年、旭・海上・飯岡地区では約30年経過しているという状況でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この耐用年数が過ぎたところというのは、順次交換していくんでしょうか。これを最後に聞きたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 今後の更新計画ですけれども、配水管は起債の償還がまだ終了しておりませんので、終了した後に管路の更新時期に合わせ、主要な管路から順次耐震化を図っていく必要があると考えております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） では、2点目のこの基幹管ですか。このいわゆる耐用年数というのはどのくらいなのか伺います。

○議長（林 一哉） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 基幹管路も、先ほどお答えしたように、すべて管種を問わず40年でございます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この新聞では、耐震率がゼロ%という、こういう形で記事が出ました。これ仮に耐震、地震が来たときに破裂した場合には、旭市内のこの水道が全部とまってしまうわけでしょうか。それをちょっと確認したいと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 旭市内と申しますと、今、基幹管路というのは先ほどご説明申し上げましたように、旭の配水場からその691メートル、実際基幹管路の口径は、ここは450ミリで管種はダクタイル鋳鉄管で長さは691メートル。市内で基幹管路というのはここだけなんで、旧3町についてはそういう規模のものが入っていませんので、すべてということじゃないんですが、旧旭市内の一番基本となる旭配水場から、それが壊れた場合には相当な皆さんに被害が及ぶものと考えられます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） では、こういう耐震がゼロということが新聞に出てしまったわけですが、今後これどういうふうにしていくのか、市民の安心という部分でちょっと、今後どういうふうにしていくのか伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 先ほどもちょっとお答えしましたけれども、基幹管路は昭和54年に布設し、現在で約30年が経過しているところですが、配水管の法定耐用年数は40年ということですので、今後管路の更新時期に合わせ耐震化を図っていく必要があると考えております。

安心ということでは、一番最近では、この辺では千葉県東方沖地震、その次は震度5程度だったと思われますけれども、そのときにも全然被害は出ておりませんので、あの程度の地震がまた来ても大丈夫だということを考えております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） よく分かりました。

それでは、次に移らせていただきますけれども、この救急医療情報キットの活用ですが、近所付き合いが少なく、救急時の連絡先などが分からない場合にも迅速に行動でき、救命に役立つともに経費も安価に抑えられるということでございます。また災害時にも対応できるとありましたけれども、この価格はどのくらいするのでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） お答えします。

近隣では香取市が導入をしておりますが、そちらからの情報によりますと、1セット300

円程度ということ聞いております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 1セット300円ちょっとということですが、これ災害時にも非常に便利なものですので、ぜひ旭市でも検討していただけないものかどうか伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、先ほど近隣では香取市が導入しておるということをお答えしましたが、県内ではほかに習志野市や佐倉市の一部地区でも導入されております。ただ、導入後、日が浅いために活用状況を把握するには至っておりません。当市においては65歳以上の高齢者を対象とした場合は、生活形態にもよりますけれども、1,000から2,000セットの準備が必要なのかなというふうに思っております。今後は導入市町の活用状況、他の市町村の導入の計画等、動向を確認しながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） いつものことですが、各市町村の動向ということでございますが、これは安価ですので、できるだけ検討していただいて、ひとり暮らしのお年寄りとか希望者という形で、そんなにないと思うんです、ひとり暮らし、また自立支援法で保護されている方とか。そういった方に対してのことですので、そんなにはかからないと思いますので、ぜひ導入のほうを検討していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問は終了いたします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 一哉） 引き続き一般質問を行います。

太田將範議員、ご登壇願います。

(4番 太田將範 登壇)

○4番(太田將範) 4番、太田でございます。

ただいまより一般質問を行います。

民主党の税制改正による税体系と行政への影響についてということですが、民主党政権による初めての税制大綱が決定され、来年より実施されます。旭市におきましても、関連議案が本議会に提案されているところでございます。主な改正は、扶養控除等について次の見直しが行われました。

年少扶養親族、年齢16歳未満の者に対する扶養控除が廃止され、この金額は住民税ですと33万円です。2番目として、特定扶養親族、これは年齢16歳以上23歳未満の者のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する上乗せ分の扶養控除が廃止されることになりました。金額は、市民税の場合12万円でございます。これは、民主党政権の政策である控除から直接給付へということで、子ども手当及び高等学校授業料原則無料化に対する財源として廃止されたものでございます。また今後、配偶者控除や扶養控除等の廃止が民主党のマニフェストでは明記されております。

次に、小泉構造改革当時から、所得課税の改正は所得控除の減少、縮小を中心に行われてきました。主なものは、平成16年、配偶者特別控除の廃止、同じく16年、65歳以上の公的年金控除の縮小、平成17年、老年者控除の廃止、19年、市県民税の税率の一本化、10%になりました。この結果、最低税率は5%から10%になりました。平成19年、定率減税の全廃、そしてこの間、住民税では高齢者や障害者の、あるいは寡婦などの125万円までの所得の非課税措置が廃止されました。4年前には、住民税の高騰に市民の怒りが市役所の窓口に殺到したことが記憶に残っております。

高齢者や障害者や低所得者に対する課税強化が現政権までの大きな特徴でした。政権が代わって、民主党の税制改正の中身は、方向は、控除の廃止、特に配偶者控除や扶養控除など、人的控除の廃止が前政権のやり残した最後の仕上げとして行われつつあります。このことによって所得控除は実質上解体されることとなります。この結果、低所得者への納税者の急増、課税最低限の低下、所得税・住民税の大幅増税になります。そのことだけにとどまらず、このことが自治体の行う保育、医療、福祉などの自己負担や公共料金の値上げや利用の切り捨てになるのか、大変心配されているところでございます。住民の負担が増えないような行政運営が必要だと思います。どのような影響が出るのか、各担当課に質問いたします。特に税

務課に関しましては、今回の税制改正で所得税・住民税が最大でどの程度になるのか、上がるのか。所得税につきましては最低税率の5%で試算してみてください。各担当課の方につきましては、影響を受ける制度名とその範囲、程度等を回答していただきたいと思います。また、制度等の基準の変更について検討しているところがあればご回答をお願いいたします。

2番目としまして、さまざまな制度基準の一本化についてということでございます。

福祉や医療、子育て、保育、教育などの制度利用の料金や一部負担、あるいは給付及び自治体の公共料金の決め方はさまざまな基準によって行われております。保育料は市民税と所得税額の区分によって料金が徴収されております。就学援助や生活保護は生活保護基準によって決められております。また国民健康保険税は、所得割につきましては所得額の基準によって決められております。市営住宅等の入居基準、あるいは家賃につきましては収入基準というふうな形になっております。

大変多くの基準がありまして、このことが市民にとって大変分かりづらいものになっているのではないかと思います。とにかく物差しが多過ぎて、どれではかつていいか分からないというのが実態であろうかと思います。また、職員の方にとっても、制度の異なる部署に配属されますと、そのたびごとに新たな知識を習得しなければならない、大変複雑で非効率的、透明性がないものと思います。

市長に質問いたします。

旭市の裁量で諸制度の基準改正のできるものについては一本化できないだろうかということが一つ。国や千葉県に複雑な基準を簡素化するように働きかけるべきではないのかと思います。

3番目に、子どもの医療費の無料化について。

子どもの医療費の助成拡大はすべての都道府県で行っております。しかしながら自治体による格差が大変大きく存在いたします。この格差をなくす努力が全国で展開され、子どもの医療費の助成拡大が大きな流れになってきております。こうした流れの中で、自治体任せにせず、国の制度の創設という声も高まってきております。共産党は、子どもの医療費無料制度を国の制度として確立し、さらに自治体の独自助成を上乗せさせて、医療費負担軽減を拡充することを基本政策に掲げております。

さきの国会では、鳩山前首相も子どもの医療費への国の助成を最優先課題としたいと答弁しております。また千葉県では、本年12月より小学校3年までの医療費への助成をする。翌年以降も助成する年齢を引き上げていくという方針になっております。また旭市におきまし

ても、3月議会で伊藤議員、昨日、島田議員が同じような趣旨の発言をされております。私も同じ意見でございますので、その立場で質問させていただきます。

市長にお願いいたします。千葉県先の先に行く中学校卒業までの子どもの医療費の無料化を検討すべき時期にあるのではないかと思います。

担当課の方に聞きます。小学校卒業までの医療費の助成をした場合、市の負担はどの程度になるのかお答えいただきたい。中学生までの医療費につきましては、昨日、島田議員が質問されましたので、省略いたします。

4番目として、市の行政改革の旭市行政改革アクションプランについて質問いたします。

最近市役所が遠くなったようだという市民の声をよく耳にします。本庁3支所に各課が分散し、どこへ行っていいかわからない、このような声も聞きます。あるいは、支所に行ったとき、本所に行けと言われたと。こういった不満を聞くことが大変多くなっております。財政改革で職員の削減が先行し、市民ニーズに即応できる行政基盤の確保するというアクションプランの一つの理念が欠けているのではないかとということが感じられます。

市長は、このことについてきちっとこの理念を履行するために約束をしていただきたい。また、各支所、本庁で行政のワンストップサービスを行うことを約束していただきたい。それから、行政改革推進担当課を市長の執行部の直属として、市長の権限、責任の一部をその課に移行したらどうかと。大体民間の会社の場合ですと、こういった横断的なセクションをつくった場合、大体社長だとかそういったところの直属の課にするわけです。直接各課を指導したり助言したりというシステムがつくられております。ですからこういう形にしたらどうかというふうに考えます。市長の見解を求めます。

それから、現在行政改革推進担当課はどのような仕事をしているのか、担当課からお答えをいただきたいと思います。

これからは自席において質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員が何点か市長にというようなことで質問がありましたので、お答えをいたしたいと思います。

最初に、低所得者や福祉、教育などの給付基準について旭市で一本化できないかというようなことでありましたが、いろいろ給付状況があるわけでありまして、その制度によってか

なり基準が異なるというようなこともありまして、早速すぐ一本化できるというような状況ではないと思います。いろいろ担当課、いろんな部分で精査しまして、そういった部分の一つでもできればというような思いで今検討したいと思いますので、正直いって基準が異なつて、国の基準、県の基準、いろいろ違っておりますので、なかなか難しいかなと、そんなように感じているところであります。また国・県への働きかけについては、担当と一緒に頑張って働きかけをしていきたいと、そんなように考えているところであります。

子どもの医療費の無料化についてお尋ねがありましたが、中学校卒業までどうかということでもありますけれども、きのうの質問でもありましたけれども、中学校卒業までというかなりの市の単独の、市単の財源がいるというようなこともありまして、今の財政健全化といいましょうか、そういった方向へ今旭市は向かっているところであります。早速そういった中学3年までの医療費無料化ということはなかなか難しいのかなと、私自身は感じているところであります。そういった部分でも担当とよく相談しまして、これから検討を加えていきたいと思っております。

ワンストップサービスやいろんなほかのことにつきましてもお尋ねがありました。行政改革推進課を市長直属の課にして働いてもらったということでもありますけれども、今行政改革推進課がスタートしたばかりでありまして、いろんな部分で今後その状況を把握しながらそういったような方向ができるならば、そういった方向でいきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

詳細につきましては担当課のほうからご説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 1番目になりますけれども、議員がご質問の中でお話しのとおり、今回の改正は一番影響があるものとして、扶養控除の廃止が挙げられます。平成24年課税分から、15歳未満の年少扶養控除33万円、15歳から18歳までの特定扶養控除上乗せ分12万円が廃止されることとなります。その結果、今まで非課税から課税対象になるケースが生じ、所得税や住民税などから算出される事業費等の負担金、助成金、あるいは手当等にも影響があるものと思われます。

それでは、扶養控除の改正に伴う市民税の影響についてお答えいたします。平成22年度分の扶養で説明させていただきます。

一般扶養、人数が1万1,488人、うち15歳以下9,303人、特定扶養、16歳から22歳になりますけれども、人数で3,209人、うち18歳以下が1,848人、それから控除減の予測になりますけ

れども、一般扶養が、金額にしますと30億6,999万円ということになります。特定扶養が2億2,176万円、合計いたしますと32億9,175万円。税額予測でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますけれども、県が4%、市が6%ということになります。それらで予測計算いたしますと約2億円ぐらい増えるのではないかと予想しております。しかしながら、これは予測で、それぞれの事案で正確に計算することはできませんので、その点についてはご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、太田議員の1番と2番にまたがるような回答になってしまうと思いますが、社会福祉課が担当しております事業でまず申し上げますと、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを中心に、国・県の法令に基づきまして行っている、そういう制度が社会福祉課の場合はほとんどでございます。

それで、この影響ということでございますけれども、国は税制改正大綱に記載をしておりますように、医療・福祉制度に関する負担が生じることになりますが、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては負担の基準の見直し、経過措置の導入など、適切な措置を講ずることとしますということで述べております。

したがって、国の対応を、これらについては見守っていきたいということでございますが、旭市の単独の制度で申し上げますと、唯一視覚障害者、肢体不自由の重度の障害者の皆さんが利用しやすいように住宅改修を行う際に助成をいたします重度身体障害者住宅改造費助成制度という制度がございます。この要件といたしまして、生計中心者が所得税非課税であることということを定めておるところでございます。この制度の影響ですが、21年度の実績により試算をいたしますと、3件の給付がございましたけれども、これを改めて今回試算をした結果、本事業の対象外になるというものではございませんでした。

今後の影響につきましては、申請をされる方個々の状況によってこれらが大きく変わってきますので、正直予測はできないのが現状でございます。

なお、福祉サービスの提供につきましては、負担能力を考慮せずに給付をすることはできないものというふうに私ども考えておりますので、現在この事業での基準として所得税等の課税か非課税かということを見ておるところでございます。基本的には今後も同様の考えでいくということでございますが、国の動向等を十分見きわめながら対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうからは、保育料と、それから児童扶養手当について、社会福祉課長と同じように1番、2番にまたがるかと思われませんが、ご回答させていただきます。

保育料につきましては、国の徴収基準を基にしまして、保育料徴収規則で定めております。徴収世帯の区分といたしましては、大きく分類しますと三つの定義で区分されておりました、一つは生活保護の被保護世帯、二つ目は市町村民税の課税もしくは非課税世帯、三つ目が所得税の課税世帯ということになっておりました、これをさらにAからD 4階層の9階層で設定しております。

現在国の低所得者対策としては、生活保護法による被保護世帯の保育料は無料ということになっておりますが、旭市におきましては市町村民税非課税の母子世帯及び在宅障害児のいる世帯も保育料は無料といたしております。

また、市町村民税の課税世帯や所得税課税世帯などにおいても、旭市においては保育料が全般に国の基準よりも低い金額ということで設定させていただいております。税制改正によって各種控除が廃止になった場合には若干階層ランクが上がる方が増えると見込まれますが、今後国の保育料の徴収基準額というものが改正されるということも考えられますので、その時点で改めて保育料の見直しを検討してまいりたいと思います。

次に、児童扶養手当については、これは国の児童福祉法によって実施しておりますので、国が制度を変更してこない限りは現状のままでいかざるを得ないと思っております。

なお、この機会に付け加えさせていただきますが、児童扶養手当は、今までは母子、母子の世帯だけだったんですが、今度は、8月からは父子家庭、お父さんとお子さんの世帯にも対象ということになります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 税制改正に伴う給付への影響についてお答えいたします。

私ども高齢者福祉課のほうで担当しております家族介護慰労金支給事業や配食サービス事業などの高齢者福祉施策における給付対象者への制限は、年齢、世帯の構成及び身体の状況によるものでございまして、税制改正による影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） 健康管理課について、議員お尋ねの2点についてお答えいたします。

まず1点目は、1番、2番にまたがると思いますけれども、税制改正による制度の影響ということで、健康管理課については乳幼児医療対策事業が該当いたします。この事業は、千葉県の基準に準じて市民税所得割非課税世帯は自己負担を無料としております。仮に15歳未満の年少扶養控除が廃止された場合、市民税所得割非課税世帯から課税世帯になる場合については自己負担が発生することとなります。

次に、子どもの医療費の無料化についてお答えいたします。

ご質問の助成対象を小学校6年生まで拡大した場合の事業費はということでございます。小学校6年生まで拡大した場合の事業費はおおむね1億4,700万円で、小学校3年生までの場合より3,700万円の事業費の増加となります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 税制改正による制度の影響によるお話で、庶務課のほうで関連しますものが、私立幼稚園就園奨励事業というものがございます。これは、私立幼稚園に通園している子を持つ保護者支援といたしまして、就園奨励をしているものでございます。これそのものが国の子育て支援策として保護者負担の軽減を図るものでございまして、それぞれ市民税額によりまして4階層の補助単価が決められております。これにつきましては、市としましても、国から来るこの示させる4階層の単価をそのまま使って、国の補助金3分の1なんです、そのまま使ってやっておりますので、これに対して市でどうこうということはありません。毎年この単価は改正されておまして、この税制改正に伴っても単価は改正されるだろうということは推測できますが、現段階ではその内容にちょっと入ることが、至ることができません。

いずれにいたしましても、この動向に注意を払って事業を進めて、子育て支援ということを進めてまいりたいつもりです。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課が現在何をしているかということについてお答え申し上げます。

第2次行政改革アクションプランでは、三つの基本的な考え方の基に九つの大項目についてさまざまな取り組み事例を実施計画として掲げておりまして、これらの取り組みにつきましては所管課が示されております。それぞれ所管課のもとで取り組みが始まっているというふうに考えております。

私ども行政改革推進課は、複数の課、あるいは市役所全体にかかわるような取り組み事項について推進役を担うべきものというふうに考えておりまして、当面優先的に取り組む事項といたしまして、公共施設の見直しに関する事、組織・機構の再編に関する事、事務分掌の見直しに関する事、未利用資産の処分に関する事、これらを中心に検討、推進、実施していきたいと考えております。

既に公共施設の見直しにつきましては、先月の末に旭市公共施設の見直しの基本方針というのを課のほうで定めまして、各課において見直し作業に着手していただきました。

なお、組織・機構の再編、事務分掌の見直し、未利用資産の処分等につきましては、これから関係課と調整を図った上で、その見直しなり仕事の進め方の方針のようなものをつくった上で、それぞれの課と協力しながら進めていきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 大変丁寧なご回答、ありがとうございました。

1番、2番につきましては大体説明、かなり大きく構えました説明をお願いしましたんで、私もちよっとメモをとれなかった部分もございますので、議長にお願いがあるんですけども、ご回答なされた中身を後日議員各氏、必要な方についてご回答の配布をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） はい。今答弁したね。

○4番（太田将範） はい、分かりました。

次に、3番目の子どもの医療費の無料化についてということなのですが、千葉県がことしの12月からもはや3年生まで無料化にいたします。例えば小学校6年までを無料化したとしても、旭市の負担は非常に少ないということで、翌年以降になれば千葉県が年齢を追っかけてきますので、それ以降につきましては財政負担はなくなるわけですね。ですから、千葉県の1年先、2年先に行くような形での無料化についてご検討をいただければと思うんです。これから予算化されると思いますので、その辺の検討をぜひ市長、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 小学校6年までということですか。6年までの医療費無料化ということで、千葉県も追っかけてやってくれるんだから1年くらい前倒しして市がやれというようなことだと思いますけれども、担当課、先ほども回答がありましたけれども、担当課とよくその費用対効果じゃありませんけれども、効果は十分あると思いますけれども、そういった部分も今の財政状況の中でやれるのかやれないのかというような部分をよく精査しまして、検討して加えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） いろいろありがとうございました。

それでは、大体丁寧にお答えしていただけたと思いますので、これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の一般質問を終わります。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（林 一哉） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（2番 飯嶋正利 登壇）

○2番（飯嶋正利） 議員ナンバー2番、飯嶋正利でございます。

今回、平成22年度旭市議会第2回定例会において発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。本日、私、初めての一般質問に当たり、先輩議員、また多くの傍聴人を前にいささか緊張を感じておりますが、身の引き締まる思いでございます。ふなれな点等ございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

私は今回、大きく3点ほど質問いたしたいと思います。

第1点目、現在旧旭市に係っております都市計画税についてでございます。

合併以後の都市計画税の課税状況を、金額を含んでお知らせいただきたいと思います。

（2）この都市計画税の基になります都市計画条例について、その決定時期についてお知らせいただきたいと思います。

（3）この不均衡課税とも思えるような、この税の見直し、または課税計画ということでお話しいただきたいと思います。

第2点目、農業問題について。

現在旭市は農業生産高千葉県1位、全国でも第9位の市でございます。県の補助事業等も本当に盛んに行われております。その中で、例えば今ここに出してありますが、園芸王国ちば等の事業について、市の単独の若干の上乗せの助成はできないかということでございます。財政厳しい中ではございますが、ご検討いただきたいと思います。

(2) 番、米農家への所得補償制度の加入状況ということでございます。

先日の新聞報道によりますと、全国規模では8.3%、県のほうでは1.2%の加入率と聞いております。当旭市の加入状況をお聞かせください。

第3番目、矢指小学校の改築工事についてでございます。

工事が大分遅れているような気がいたします。その遅れている理由をお知らせいただきたいと思います。

2番目、最終的にいつこの工事が始まって、進められるのか、その工事の着工予定をお知らせいただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智忠直市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員のご質問に答弁をいたします。

その前に、飯嶋議員の地元の皆さん、ようこそ傍聴いただきました。私の地元でもありますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは、農業問題の園芸王国ちばについての市の上乗せができないかということをお答えしたいと思います。

園芸王国ちば等の補助事業について市の上乗せ助成ができないのか。現在まで県・国のいろいろな補助事業、支援を活用し、市内の農業者の規模拡大、あるいは経営改善が順調に進んでおります。議員ご質問の県の補助事業である「園芸王国ちば」強化支援事業により、施設園芸農家のビニールハウス建設等に県の補助25%の支援があり、さらに追加として市の支援とのことでありますが、昨年度の実績では、県補助金2億5,000万円のうち約3割が旭市での活用となっており、さらに今年予算も県全体予算3億円のうち旭市の要望は3割を超える金額となっております。このように非常に旭市の農家の活用が多く、他の市と併せた支援を想定するとかなり多くの財政措置が本市で必要となるということになります。

なお、国の補助事業は補助率の多くが50%となっており、各種の要件もありますが、旭市の農業者の方には補助率の高い国の補助事業の活用について検討していただければ、そんなように思っているところであります。

また、本市では他市にない農家への政策支援として、本年度から新規事業「こだわり旭ブランド創出支援事業」、従来からの新規作物等の栽培に挑戦する「ベンチャー農業支援事業」等の支援策も設けてあり、いろいろな面で農業の支援策には他市に負けないような支援を今後とも続けていきたい。また、飼料米につきましても、今年は100ヘクタールというような予想でありますけれども、それについても市の補助分がいっぱいあるわけでありまして、いろんな部分で旭市は今農業に対する補助事業を行っているところであります。園芸王国ちばの上乗せというようなことで非常に厳しい財政の中、今のところはその上乗せの部分は難しいのかなというようなところを感じているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そのほかについては、担当の課長から答弁をさせます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 初めに、1番目の都市計画税についての（1）になりますけれども、合併以後の都市計画税の課税状況についてご回答いたします。

都市計画税は目的税であり、地方税法第702条に都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、市街化区域、区域区分が定められていない場合にあっては当該都市計画区域の全部又は一部の区域で、条例で定める区域内にある土地及び家屋に対し課税することができると規定されております。

都市計画区域は、旧旭市地区のみが指定されており、区域区分が定められていないため、都市計画税条例第2条第1項で、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定められた農用地区域以外の区域内に所在する土地及び家屋に対し所有者に課税すると規定されております。

なお、現在の都市計画区域の面積は50.2平方キロメートルとなっており、合併から現在まで変わっておりません。なお、平成22年度の都市計画税は2億5,309万6,000円となっております。

続きまして、1番の（3）になりますけれども、不均一課税の見直しまたは課税計画はというご質問でございますが、都市計画税は都市計画区域のうち農用地区域外の区域内に所在

する土地及び家屋に対し課税されますので、今後の都市計画の見直しに合わせ検討してまいります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

1点目の都市計画税についてのうち、2点目の都市計画の決定の時期についてお答えをさせていただきます。

税務課長からもありましたが、現在の都市計画区域は旧旭市の地域において定められておりまして、その経緯であります。昭和29年に市制が施行された翌年の昭和30年10月29日に都市計画法の導入を図ることといたしまして、旧旭市の全域を都市計画区域と定めているものであります。

現行の市の総合計画におきましては、土地利用の基本方針として、新市において新たな都市計画を定め、秩序ある土地利用の実現を目指し、均衡あるまちづくりを進めるとされているものでありまして、これを受けまして、これまで3か年にわたりましてまちづくりの基本方針となる都市計画マスタープランを策定してきたところでございます。

この都市計画マスタープランでは市の全域を視野に入れた都市計画区域の見直しを想定しているものでありまして、市の一体的なまちづくりを計画的に進めるための基本方針を示しているものであります。

なお、このマスタープランにつきましては今般完成をいたしましたので、その概要版につきまして、市内全世帯に配布することを予定しているところでございます。7月に予定しております。

ご質問の都市計画の決定、変更の時期であります。これにつきましては、国や県との事前調整、これは農林サイドとの調整が大きな柱となるわけですが、これらの事前調整にも相当の日数を要することが見込まれるところでございます。

また、市長からの政務報告でも申し上げておりますように、都市計画は市民との合意形成が大変重要となるものでありますので、例えば一例を挙げますと、都市計画区域が定められますと、建築基準法が適用されることになるわけでありまして。今後は関係機関との調整を並行して行いながら、地区別に住民説明会や公聴会などを開催いたしまして、多くの市民の皆様のご意見をいただきながら具体的な見直し作業を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問の米農家への所得保障制度の加入状況につきまして、本日朝の時点での数でございます。

加入申込者115名ということで、稲作農業者の割合の中では2.8%、そういう数字になっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、質問の3番の矢指小学校改築工事についてお答えいたします。

平成21年度で矢指小学校改築事業の設計業務を実施しております。その業務内容は、実施設計と開発行為に係るものでありました。その開発行為に際し、雨水排水計画に伴う関係機関等の同意及び隣接地権者の同意が必要となりましたことから、その同意の取得に不測の期間を要したことが遅れの最大の理由でございます。

まず雨水排水計画につきましては、既存水路と最終放流先であります矢指川について、地元の矢指工区、大利根土地改良区及び県の農林水産部との協議に時間を要しました。その後、地元の大変な協力をいただきまして、その同意は得られております。これと並行し、開発行為に関する施工同意の取得を進めておりましたが、一部地権者、また墓地関係者からの施工同意取得に、これも若干不測の期間を要したため、きょうまで、今日に至っておる状態でございます。

なお、現在の状況でございますが、開発行為、今申請中でございますので、開発行為が得られ次第、確認申請手続きを行い、その後9月定例会に契約議案として提案すべく事務を進めております。

こんな状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

まず1点目、都市計画税についてなんですが、この今課税されている税金ですね、一般財源として処理しておるのでしょうか。また、この都市計画税、この使い道は明確にある程度出ているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 都市計画税、これは確かに目的税でございます。ただ、目的税でございますけれども、中に入れて、収入として取り入れたときにはお金として色がついていない状況ではございます。ただ、都市計画事業ということで、実際に旧旭市の区域の中では下水道事業、それから都市公園事業、そういったものを実施されております。そういったところに形の上では充てているということになっております。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 地方自治法の209条、会計の区分というのがございます。特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他の特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例においてこれを設置することができると思いますが、このような特別会計として処理することはしていないのでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 通常特別会計、いわゆる特別会計として区分しているのは、例えば国保であるとか、旭市であっても下水道では実施しておりますけれども、この歳入自体をこの特別会計に入れるという処理は、多分どこの市町村もやっていないということでございます。一般会計から特別会計に対しましては繰り出し基準というのがありますので、その中で繰り出しをしていくというのが基本の処理だと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今、お答えありがとうございます。

この都市計画税、ある程度目的税であると思うんで、その使い方はやっぱり明確に出していったほうがいいのではないかなというふうに考えております。

続いて、構わないですか。

2点目です、この地元の説明会についての最新の予定というのはございますか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほど1回目の答弁で申し上げておりますが、まず国・県との事前調整、こういったものがかなり時間を要すると申し上げました。こういったものがある程度基本路線ができません

と、具体的な都市計画の基礎的なものをつくることはできないということがありまして、また、先ほど建築基準法のことを申し上げましたが、例えば旧３町においてこういった建築動態になっているのかというのを詳細につかんだ上で、住民の皆様こういったことがあるということをお示しをしていくという必要がありますので、そういった作業にもかなりの日数等が要するんじゃないかと思っておりますので、今具体的な説明会の時期等については、今申し上げる段階ではないんですが、年内にはできれば行っていきたい。遅くとも年度内にはこういったものは進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○２番（飯嶋正利） 今、旭市内で整備しておる事業、今後の事業等、この都市計画に基づいて整備している事業は、この旧旭市以外の３町にはありませんか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほど税務課長のほうで法律を引用してお答えがあったと思いますが、都市計画事業ということがあります。ですから、すなわち都市計画区域を引いている地域でなければ基本的には都市計画事業というのは一般的にはあり得ないということになります。あとはほかの補助事業がございますけれども、基本的には都市計画事業となれば、先ほど財政課長からもありましたように、都市計画公園であるとか下水道であるとか、都市計画道路であるとか、そういったことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○２番（飯嶋正利） 私は今、現在矢指地区に住んでおります。全くの農業振興地域でございます。この都市計画税が農業振興地域にも、そういった地域にもメリットがあるのか、また何かの恩恵があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、お答えいたします。

私は都市計画の担当であって、税の目的税に管理する立場にはないんですが、結果としては都市計画事業ということになりますので、恩恵の話がございました。例えば都市計画公園

であれば、きのうからもいろいろご議論いただいているんですが、ピンポイントで公園を設置すると、都市公園事業として設置しますが、それを利用される方は、市民の方が利用されるということは想定されます。また当然ながら都市計画道路、これにつきましても、そこを通られる方は、どなたが通られるかということは特定できませんけれども、市民の多くの方がこれを利用していただいて、それを活用していただくということが想定されますので、市民にとっての恩恵と申し上げればそういったことになるのかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員、次の項目へ進んでください。

○2番（飯嶋正利） 2番の農業問題についてですが、今施設園芸のほう、この秋にもまた2割程度の値上がりが予想されているということで、事業の拡大、また新規就農に向けて、初期投資を少しでも軽減するために、先ほどお願いしましたが、これはご検討いただき、ご返答は結構でございます。

2点目の米農家への所得補償制度についてです。

これを来年度以降、今この制度、本当にいい制度で、入れば入っただけ得をするということはあるんですが、非常に先ほども2.8%で低いと。今年度これ以上、ここからのもう若干期間がありますが、ここからの加入の増加、また来年度の取り組みについてお話ししたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 来年度の取り組みということですが、当面は6月30日加入締め切りということであと2週間余り、これに全力を尽くすということで、市内の農業者1人でも制度を知らなかった、そういうことのないように努めたいと思います。

来年度等につきましては、ぜひ国のほうには今年と同じように制度を継続してほしい。金額の変更のないように、そんなことで強く訴えていきたい。それと併せまして、これは稲作農業者だけでなくて耕畜連携というんですか、畜産農業者にとってもメリットがないとなかなか継続ができないのかな。旭市は幸いキロ50円という値段で畜産農家に買っていただいています。これが値段的には本来相当高い値段だと承知しております。これをクリアするためには、畜産物をいかに高く売るか。例えばお米を食べた米豚、あるいはお米を食べた米卵、そんな形で消費者にいかに高く買っていただけるか、そういう仕組みを来年度に向けて構築

していきたい、そういうふうを考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございました。

2点目の問題はそれで終わりにいたします。

3点目ですね、この矢指小学校の改築工事については、先ほどご答弁いただきました。ありがとうございました。この問題については、地元区民、また子どもたち、本当に切望しております。いち早い着工を望んで、質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は28日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分